

医学生の院内実習へのご協力をお願い

当院は教育施設として医学生をはじめとする多くの学生の臨床実習を行っています。教員の指導の下に行う実習教育は、次世代を担う医療人育成のため必須であり、ご理解とご協力をお願いいたします。

臨床実習を行う医学生の4,5,6年生については全国統一の試験に合格した、スチューデント・ドクター（学生医師）として認定を受けています。学生医師は指導医の指導・監督下で、文部科学省及び厚生労働省により実施を認められた医療行為を行うことが認められています。下記の内容がそれに該当します。

文部科学省：レベル1、指導医の指導・監督のもとで医学生が実施できる医行為

厚生労働省：臨床実習中に実施されるべき医行為

項目	医療行為の内容
診療の基本	カルテ記載（診療録作成） など
一般手技	※基本的な処置を行います。 皮膚消毒、外用薬の貼付・塗布、気道内吸引、ネブライザー（吸入器の使用）、 胃管挿入、予防接種 など
外科手技	※清潔を保つため手指消毒・術衣・手袋の装着のうえ手術時の補助などを行います。 簡易的な皮膚縫合、抜糸、消毒、ガーゼ交換、止血処置、手術助手 など
検査手技	※測定・検体検査を行います。 血液や尿の検査、超音波検査（心臓・腹部）、心電図、経皮的酸素飽和度モニター、 病原体抗原の迅速検査 など
診察手技	※基本的な問診・触診・視診・検査を行います。 医療面接（問診）、バイタルサインチェック（呼吸数、体温、血圧、脈拍数の測定）、診察法（全身・臓器）、耳鏡・鼻鏡・眼底鏡を用いた診察（耳、鼻、目の視診）、基本的な婦人科診察、乳房診察、直腸診察、前立腺指診、高齢者の診察（日常生活動作の評価、高齢者総合機能評価、身体・心の状態の診察）
救急	※心肺蘇生の介助を行います。 気道確保、胸骨圧迫、バックバルブマスクによる換気（人工呼吸器具を用いた処置）、 AED（自動体外式除細動器）の使用 など
治療	処方薬（内服薬）・注射・点滴などのオーダー、食事指示、安静度指示、 定型的な術前・術後管理の指示、酸素投与量の調整、診療計画の作成 など

当院では受診される皆様から、この説明書により包括同意を頂き実習を行っております。上記以外の医療行為を学生が実習する場合は、別途個別の説明と同意を取らせて頂きますので、ご理解とご協力をお願いします。

同意については、拒否する権利があり、同意後に取り消しを申し出ていただく事も可能です。同意されないことによって、その後の診療などで不利益を被る事はありませんので、ご安心ください。

ご不明な点等あれば主治医または医学部教務課にお尋ねください。

お問い合わせ：医学部教務課
019-651-5110（内線 5515）